

基本目標1 こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援										
事業番号	重点事業	事業名	取組内容	成果指標(重点事業のみ)			全事業対象			
				成果指標	計画策定時点の現状値	目標値(令和11年度)	実績(令和7年度)	令和7年度の取組内容	今後の課題	課題解決のための改善策
(1)こどもの権利に関する理解促進										
1	○	こどもの権利保障に関する周知・啓発(基本目標3に再掲)	こどもにやさしいまちづくりの実現に向けて、こどもの意見表明の場やこどもの権利保障を具体化する取組などを実施し、周知・啓発に努めます。 また、子どもの権利条約について、条約の主要な条文をイラストなどとともにわかりやすく記載したリーフレットを母子健康手帳とともに交付し周知に努めます。 人権週間やスクールロイヤーによるいじめ防止授業等で、こどもの権利に関する学習機会の充実を図りながら、こどもの権利や人権意識の定着のため、周知・啓発に努めます。	①こどもの権利保障に関するワークショップ等の参加者数【子ども家庭課】 ②いじめ防止授業実施数【指導課】	①- ②27校(令和5年度) ②29校	①参加者数の増加 ②27校(令和5年度)				子ども家庭課 健康増進課 指導課
2		教育現場における指導者の育成	教職員の人権意識の高揚を図るため、人権に関する研修を更に推進し、指導者の育成に積極的に努めます。	-	-	-	-			指導課
3		こどもの権利保障に関する研修	こどもに関わる関係者(施設等職員、学校教職員及び市役所職員等)に対して、子どもの権利条約の理念や一般原則等に関する研修を実施します。	-	-	-	-			子ども家庭課
(2)こどもの意見表明・参加の促進										
4	○	流山市こども会議の設置	こどもに関する施策や事業等について話し合い、市に対して政策提言等を定期的かつ継続的に行う恒常的な仕組みとして、小学生から中学生を対象とした「流山市こども会議」を設置します。	流山市こども会議の参加者数	-	参加者数の増加				子ども家庭課
5	○	若者まちづくり事業(基本目標4に再掲)	こども・若者が地域やまちの課題を自分たちで解決したり、または市役所に提案したりするなど、よりよいまちづくりのために活動するため、高校生から大学生を対象に募集し、こども・若者の居場所づくりや本市の課題を解決するための施策提言などを行う事業を実施します。	若者の居場所の利用者数	-	参加者数の増加				子ども家庭課
6		こども・若者意見聴取の仕組みづくり(基本目標6に再掲)	こども・若者から意見聴取するために、デジタル技術を活用した新たなプラットフォームを組み合わせるなど、幅広いこども・若者からの意見を聴取する仕組みづくりを検討します。	-	-	-	-			子ども家庭課
7		青少年主張大会	青少年が日頃考えている抱負や意見を発表する「青少年主張大会」を開催することで、青少年自身が社会の一員としての自覚と責任に目覚め、自らの目標を持ち、それに向かって努力することの重要性と青少年の果たすべき役割を認識とともに、広く青少年の健全育成に対する理解と関心を深めます。	-	-	-	-			文化芸術・生涯学習課
(3)こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援										
8	○	若者居場所づくり事業(基本目標4に再掲)	若者支援のために、若者が気軽に立ち寄り、安心して自由に過ごすことができる居場所を提供するため、NPO法人等に事業を委託し、公共施設等を活用して、若者の居場所づくりを実施します。教育支援センター(フレンドステーション)の活動内容の充実及び情報発信の工夫を図り、不登校児童生徒の支援を進めます。	若者の居場所の利用者数	-	参加者数の増加				子ども家庭課 指導課
9	○	児童館・児童センターの運営(基本目標2・4に再掲)	児童館・児童センターにおいて、こどもの遊びの場として提供するだけでなく、こどもたちからの意見を取り入れながら事業を実施し、こどもの居場所の充実を図ります。また、地域の子育て活動の拠点施設となるような保護者・乳幼児の子育てをサポートするための事業も取り組んでいます。 十大家児童センターで実施しているランドセル来館(下校後自宅に帰宅しないでランドセルを背負ったまま児童館に来館できる取組)事業について、関係部署と調整を図りながら、他の児童館・児童センターでの実施に向けて、検討します。	児童館・児童センターの利用者数	こども:153,430人 おとな:65,520人(令和5年度)	利用者数の増加				子ども家庭課
10		学童クラブ施設整備(基本目標3に再掲)	児童数及び学童クラブ需要の増加に対応して学童クラブ施設を整備することにより、適切な育成支援の環境を整えます。	-	-	-	-			教育総務課
11		児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援体制の必要性について、他の自治体の先進事例等を参考に研究します。	-	-	-	-			子ども家庭課

基本目標1 子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちの支援			成果指標(重点事業のみ)				全事業対象				
事業番号	重点事業	事業名	取組内容	成果指標	計画策定時点の現状値	目標値(令和11年度)	実績(令和7年度)	令和7年度の取組内容	今後の課題	課題解決のための改善策	担当課
12		学校体育施設の利用 (基本目標4に再掲)	子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校施設の開放を進めています。	—	—	—	—				スポーツ振興課
13		子どもの体験学習の推進	公民館と博物館では、外部団体と協働し、子どもや子育て家庭が楽しみながら学べる体験学習や歴史や文化に触れる機会を創出します。また、小中学校における数多くの体験学習の場を設定し、児童生徒の感性を磨き、情操面を養うことに努めます。	—	—	—	—				指導課 公民館 博物館
14	○	絵本のふれあい体験の支援 (基本目標2に再掲)	市内図書館の乳幼児向けブックコーナーを継続して整備します。ブックスタート関連事業「おはなし しゅっぱつしんこう！」として、子育て関連施設へ乳幼児向けおすすめ本セットを設置し、絵本とふれあえる環境づくりを支援します。	図書館全館(7館)乳幼児(6歳まで)の利用者数	19,573人(令和5年度)	利用者数の増加					図書館
15		子どもの文化・芸術活動の支援	市内の文化芸術団体等と連携を図りながら、子どもたちが文化芸術活動の成果を発表できる場の提供に努めます。また、公民館や図書館において、子どもや子育て家庭が文化・芸術に触れる機会や、読書に親しむ機会を創出します。 ・子育てコンサート ・赤ちゃんと楽しむ絵本とわらべうたの会 ・乳幼児向けおはなし会 ・南流山地域図書館における子育て支援施設との連携による読書に親しむ機会の提供	—	—	—	—				文化芸術・生涯学習課 公民館 図書館
16		中高生向けの図書館資料の充実 (基本目標4に再掲)	中学生・高校生向けの資料の幅広い収集に努め、ティーンズコーナーのレイアウトを工夫し、中学生・高校生の来館につながるよう努めます。	—	—	—	—				図書館
17		各種スポーツ・レクリエーション大会・教室	今後も各種スポーツイベントを実施し、子どもたちがいつでもどこでもスポーツに親しめる環境づくりを継続します。	—	—	—	—				スポーツ振興課
(4)子どもの権利侵害の防止											
18	○	(仮称)流山市こども家庭センターの設置運営 (基本目標2、4に再掲)	現在設置を検討している「(仮称)流山市こども家庭センター」では、児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべての子ども、妊娠婦、子育て世帯の健康保持・増進や福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。 子育ての不安や虐待、DVに関わる問題に対し、虐待対応専門員をはじめこども家庭支援員、心理士が福祉的・心理的側面からの相談に対応できるようにします。 また、ひとり親家庭の悩みを解決し自立が図れるよう、母子・父子自立支援員が相談に応じます。 さらに、性的な被害、家庭状況その他の様々な事情により社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、女性相談支援員が本人の意向を踏まえ、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。	児童虐待相談対応件数	969件(令和5年度)	未然防止等の取組の充実を図り、減少					健康増進課 子ども家庭課
19	○	支援対象児童等見守り強化事業	支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制を構築するため、子ども食堂と連携して、食事の提供等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を図ります。	利用者数	—	利用者数の増加					子ども家庭課
20		養育支援訪問事業・産褥期ヘルパー	養育支援が特に必要な家庭に対し、専門職等による訪問を実施し、養育に関する指導・助言・必要なサービスの情報提供等を行うことで、保護者等が適切な養育を行えるよう支援していきます。	—	—	—	—				健康増進課 子ども家庭課
21		親子関係形成支援事業 (ペアレントトレーニング)	子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。 また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。	—	—	—	—				子ども家庭課
22		子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者が疾病や出産等により家庭での養育が困難となった場合に、子どもを一時的に市が指定する施設や里親家庭で預かります。	—	—	—	—				子ども家庭課
23		要保護児童対策地域協議会運営事業	児童虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関との連携の強化を図るとともに、児童虐待に関する広報及び啓発活動を推進します。	—	—	—	—				子ども家庭課

基本目標1 子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちの支援				成果指標(重点事業のみ)				全事業対象			
事業番号	重点事業	事業名	取組内容	成果指標	計画策定時点の現状値	目標値(令和11年度)	実績(令和7年度)	令和7年度の取組内容	今後の課題	課題解決のための改善策	担当課
24		社会的養育の推進	虐待等の様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもを、できる限り家庭的な環境で養育するため、県と連携し里親制度の普及・啓発を行います。	—	—	—	—				子ども家庭課
25	○	教育相談 (基本目標4に再掲)	不登校や学校生活の問題等、悩みや心配事の相談に対応するため、スクールカウンセラー等の専門職を配置するとともに、教育相談をはじめとした相談体制の充実に努めます。また、保護者や当該児童生徒とのカウンセリングを通じ、困り感の低減や対応策についてのアドバイス等、支援に努めます。電話相談や相談アプリ等の導入、バーチャル空間の活用等を通じて、相談体制の充実に努めます。	教育相談件数	2,294件 (令和5年度)	教育力の向上を図り、減少					指導課
26	○	ヤングケアラーの支援強化 (基本目標2、4に再掲)	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、相談支援体制を強化します。	家族のお世話※を日常的にしていると回答した子どもの割合 ※病気や障害の家族に代わり家事や幼いきょうだいの世話、病気や障害の家族の身の回りの世話等	小学生：36.6% 中学生：17.7% (令和6年度)	—	—				子ども家庭課 指導課 福祉政策課
27		子どもの相談・救済機関の設置検討	虐待やいじめなど、子ども自身からの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援及び調査、調整等を行い、子どもの立場に立って、問題の解決を図る第三者機関の設置について、他の自治体の先進事例等を参考に研究します。	—	—	—	—				子ども家庭課
28		障害者虐待防止センターの設置運営	市に設置する障害者虐待防止センターは、障害のある子どもの虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害のある子どもの保護などを目的として設置しています。虐待の通報や届出の受付、虐待を受けた障害のある子どもの安全確認、支援方法の検討、養護者への支援などを行います。	—	—	—	—				障害者支援課